

労働安全衛生管理マニュアル

1. 労働安全衛生管理マニュアルの目的

株式会社三進社は、労働安全衛生に関する法令を遵守するとともに、労働における基本的原則及び権利に関するILO宣言に基づき、基本的権利に関する原則を尊重・促進・実現するため、中核的労働要求事項に準拠します。

2. 労働安全衛生管理体制

2.1 管理体制

・労働安全衛生管理責任者	木曾 鉄生
・産業医	櫻井 秀樹（医療法人社団 櫻井クリニック）
・衛生管理者	渡邊 武雄
・各事業所の労働安全衛生責任者	本 社 下山 昭裕
	営業本部 高橋 伸幸
	木場工場 渡部 哲也
	尾久工場 藤原 和則
	業平工場 河合 奈奈

2.2 年間安全衛生管理計画

- 1月：5S強化月間
- 2月：騒音測定
- 3月：中核的労働要求事項自己評価
- 7月：5S強化月間
- 8月：騒音測定
- 9月：定期健康診断（一般、全従業員対象）

2.3 労働安全衛生文書保管

労働安全衛生に関わる書類の保管場所及び保管期間を以下のように定める。

雇用時健康診断個人票	： 経理総務部 5年間
定期健康診断個人票・結果報告書	： 経理総務部 5年間
特定健康診断個人票・結果報告書	： 経理総務部 5年間
騒音測定及び作業環境測定結果	： 経理総務部 5年間
教育訓練記録	： FSC 管理室 5年間

3. 労働安全衛生教育

- ・全部門において入社時に配属事業所労働安全衛生責任者および所属先部門長より個別教育を行う。
- ・異動の場合は当該所属部門長が教育を行う。

- ・その他の教育については必要に応じて各部門にて行う。

4. 人権・労働

個人の基本的な人権と多様な価値観、個性、プライバシーを尊重し、人種、宗教、性別、国籍、身体障がい、年齢等に関する差別的言動、暴力行為、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、いじめ等の人格を無視した行為は行いません。また、児童就労、強制労働は認めません。また、関連法規制を遵守することのみならず、ILO 中核的労働基準を含む国際的な人権基準を参照し、従業員の人権を尊重します。

4.1 強制的な労働の禁止

強制、拘束、非人道的な囚人労働、奴隷制または人身売買によって得られた労働力を用いない。また、従業員の就業を強制することなく、従業員の離職や雇用を自ら終了する権利を尊重する。

4.2 児童労働の禁止、若年労働者への配慮

最低就業年齢に満たない児童を労働させない（現在三進社では 18 歳未満の雇用はしない）。今後、雇用した場合は 18 歳未満の若年労働者を夜勤や残業など、健康や安全が損なわれる可能性のある危険有害業務には従事させない。

4.3 労働時間への配慮

従業員を法規制上定められている限度を超えて労働させない。国際的な基準を考慮した上で従業員の労働時間・休日を適切に管理する。

4.4 適切な賃金と手当

従業員に支払われる報酬（最低賃金、時間外労働、および法的に義務付けられた手当や賃金控除を含む）に、適用されるすべての法規制を順守する。また、生活に必要なものを賄うことのできる水準の賃金（生活賃金）の支払いに配慮する。

4.5 非人道的な扱いの禁止

従業員の人権を尊重し、精神的・肉体的な虐待、強制、ハラスメントなどの非人道的な扱い、およびそのような可能性のある行為を従業員に行わない。そのような可能性のある行為を禁止した上で、組織として予防対策を実施する。また、個人的な所有物や貴重品を保管できる設備、および適切な広さの個人スペースを確保する。

4.6 雇用及び職業における差別の撤廃

人種、民族、国籍、宗教、性別、身体的特徴、障がい、年齢等に関する差別及びハラスメントを行わない。また、従業員からの宗教上の習慣に関わる要望に対して、適切な範囲で配慮する。採用時には差別することなく、応募者の適性・意欲・能力に基づき採用選考する。

4.7 結社の自由、団体交渉権の尊重

法規制を遵守した上で、労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手団としての従

業員の団結権を尊重する。

4.8 雇用の安定への配慮と雇用主の義務の遵守

雇用の安定に配慮するとともに、現地の法規制が定める社会保障の提供などの雇用主としての義務を果たす。

4.9 地域住民等の権利侵害の禁止

地域住民や先住民族の人々に対して、不法な立ち退きの強制や生活環境の著しい破壊等の権利侵害を行ってはならない。

5. 安全衛生

労働安全衛生法は「職場における労働者の安全と健康を確保」するとともに、「快適な職場環境を形成する」目的で制定された法律です。

5.1 労働安全衛生の確保

労働安全衛生上のリスクがないか評価し、適切な設計・技術・管理手段で安全を確保する。特に妊娠中の女性および授乳期間中の母親には、労働安全衛生上のリスクをなくす、または軽減するために適切な配慮を行う。

5.2 緊急時の備え

従業員の人命・身体の安全を守るため、災害・事故などの想定される緊急事態をすべて洗い出した上で評価する。更に従業員の人命、環境および資産への被害を最小化するため、緊急対策時の行動手順を作成し、必要な設備などの設置、教育・訓練を行う。

5.3 労働災害・労働疾病

従業員が労働災害および労働疾病を被った際の状況を特定・評価・記録・報告し、適切な対策および是正措置を講じる。

5.4 労働衛生

職場において、従業員が生物的・化学的・物理的に有害な影響に暴露するリスクを特定・評価し、適切な管理を行う。

5.5 身体的負荷のかかる作業への配慮

従業員の身体に負荷のかかる作業を特定・評価し、労働災害・労働疾病につながらないよう適切に管理する。

5.6 機械装置の安全対策

業務上使用する機械装置について、従業員にとって安全上のリスクがないか評価し、適切な安全対策を実施する。

5.7 施設の安全衛生

従業員に提供する給水設備、トイレ、寮などの施設の安全衛生を適切に確保する。また、当該施設においては、緊急時の適切な避難経路や非常口を確保する。

5.8 安全衛生のコミュニケーション

職場において従業員が被る可能性のある職場の様々な危険について、適切な安全衛生情報と教育・訓練を、従業員が理解できる言葉・方法で提供する。また、従業員から寄せられた安全衛生に関わる意見をフィードバックできる仕組みを設ける。

5.9 労働者の健康管理

現地の法規制を遵守し、すべての従業員に対し、適切な健康管理を行う。

6. 作業手順

営業・製作・製版・印刷・製本部の作業手順については別途定められている ISO9001 品質管理作業手順書に準ずる。

7. 5Sについて

株式会社三進社 5S とは、整理・整頓・清潔・清掃・躰のこと。従業員に職場の整理・整頓・清潔・清掃・躰の重要さを認識させ、これらを徹底させることで職場をより快適かつより安全なものにし、生産やサービスの効率化や品質向上を図る。毎年 1 月、7 月を 5S 強化月間とする。

「労働安全衛生管理マニュアル」改訂履歴

2012 年 1 月 5 日	制定
2014 年 1 月 11 日	改訂 2 版
2016 年 3 月 1 日	改訂 3 版
2018 年 4 月 16 日	改訂 4 版
2020 年 3 月 1 日	改訂 5 版
2021 年 10 月 1 日	改訂 6 版
2022 年 4 月 1 日	改訂 7 版